

10.8. / 小至

解任 第一條

自己退任 第一條

一、勤続満四年以上者、
 二、老衰職に就く者、
 三、兵役に依りて
 一、業上傷疾を受けた者、
 二、老衰職に就く者、
 三、兵役に依りて
 一、業上傷疾を受けた者、
 二、老衰職に就く者、
 三、兵役に依りて

姓名 地位 不明
 昭和十一年 (Syndacate)

第一條

第一條

第一條

但し、勤続満四年以上者、
 一、業上傷疾を受けた者、
 二、老衰職に就く者、
 三、兵役に依りて
 一、業上傷疾を受けた者、
 二、老衰職に就く者、
 三、兵役に依りて

大正十一年八月十三日 大日本護謨労働組合